

地方中小自治体における総合評価の実態に関する調査
ー広域自治体による基礎自治体への支援状況ー

足利工業大学 正会員 ○藤島 博英
足利工業大学 正会員 築瀬 範彦

1. はじめに

総合評価方式による入札制度（以下、総合評価）導入の割合が年々増加しており、平成 22 年 9 月 1 日現在、全地方自治体の 63.1%において導入されている¹⁾。しかし、都道府県（以下、広域自治体）の 46.8%は試行段階であり、指定都市を除く市区町村（以下、基礎自治体）に至っては、本格導入は全体の 7%未満である。総合評価を導入した（試行を含む）基礎自治体の約 6 割は、1~2 件程度の実施に留まっている（図 1）。また、一度は実施したものの継続的な実施に至らない基礎自治体もある。このように、多くの地方自治体において、試行的導入は拡大しているものの、本格的な実施には至っていない。

国および広域自治体は、総合評価拡大に向け、「品確法」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（H17.8.26 閣議決定）」に基づき、基礎自治体に対し支援を行っている。

本研究は、基礎自治体に対する支援状況の調査・分析を通し、運用面から総合評価の更なる普及・拡大に寄与することを目的に実施したアンケート調査の結果を報告する。アンケート調査（以下、H23 アンケート）の実施概要は以下のとおりである。

アンケート対象	47 都道府県
調査日	平成 23 年 11 月
調査方法	郵送調査法（一部、E mail 回収）
回答数、回収率	40 自治体、85%

2. 広域自治体における基礎自治体への支援状況

図 2 に基礎自治体への支援状況を示す。説明会の開催、研修・講習会への職員の受入れ、関係資料の送付および基礎自治体独自で設置している“第三者である学識経験者への総合評価採用の適否や総合評価の適正性についての意見聴取を求める場”（以下、総合評価審査委員会）への職員派遣や紹介等、総合評価導入に関する支援は、5 割以上の広域自治体において実施されている（図中、アンダーライン部）。しかし、技術職員の派遣、工事成績評定要領の作成、工事検査や成績評定の実施等（図中、太字）、技術的な支援を行っている広域自治体は少ない。

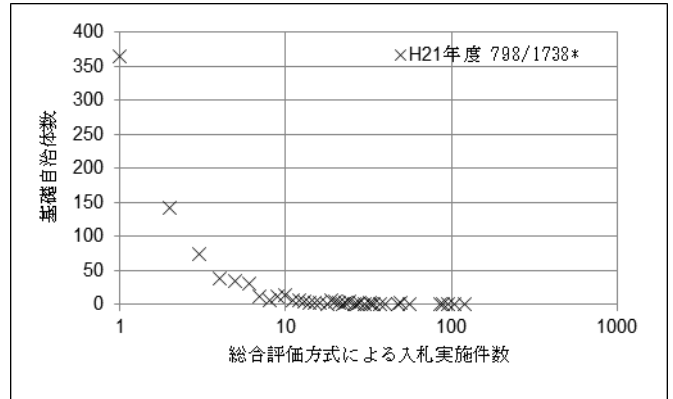
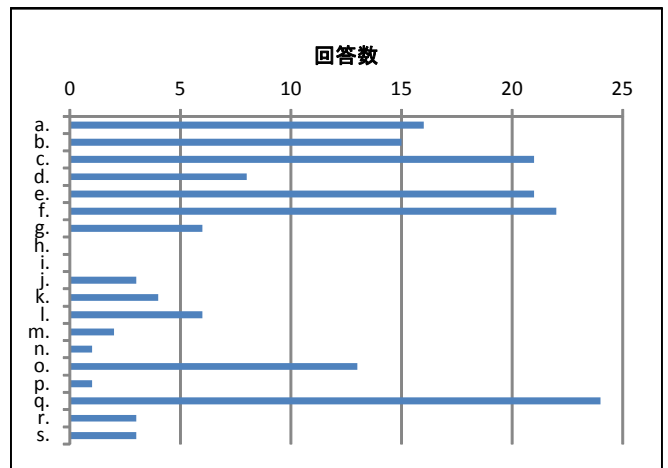


図 1 総合評価による入札実施件数¹⁾
*総合評価実施基礎自治体数/全基礎自治体数



- a.総合評価方式による入札制度の導入に関する意見収集のため、市区町村へのアンケート実施
- b.総合評価方式に関しての市区町村からの意見や要請等に対して窓口を設置
- c.総合評価方式導入に関して、市区町村向け説明会を開催
- d.市区町村で実施する講習会・説明会への講師派遣等
- e.都道府県で実施する研修・講習会への市区町村職員の受入れ
- f.総合評価方式関係資料の送付
- g.総合評価方式実施に当たり、技術職員を市区町村へ派遣
- h.工事成績の有効活用のための市区町村向け工事成績評定要領(案)の作成・普及
- i.希望する管内市区町村において、資格審査などの入札契約手続等の統一化
- j.工事発注に関する情報等を市区町村と共同開設
- k.市区町村の総合評価方式の普及を意識し、施工計画審査を簡略化した総合評価方式を実施
- l.都道府県発注工事を対象に、工事検査や成績評定に関して市区町村職員が現場
- m.市区町村発注工事を対象に、都道府県職員による工事検査や成績評定の実施またはアドバイス
- n.市区町村への技術的な支援や検査監督体制の強化を図るため、退職者等の人材活用制度
- o.総合評価に関する要綱、ガイドライン等の作成支援
- p.都道府県が委嘱した学識経験者の紹介
- q.学識経験者として県職員を派遣等
- r.県委員会の有効活用
- s.その他

図 2 広域自治体による基礎自治体への支援状況

キーワード 地方中小自治体、総合評価方式、総合評価審査委員会

連絡先 〒326-8558 栃木県足利市大前町 268-1 TEL:0284-62-0605 E-mail : hfuji@ashitech.ac.jp

3. 総合評価審査委員会の設置状況

総合評価を実施するにあたり，地方自治法施行令 167 条の 10 の 2 第 4 項に基づき，各地方自治体は，総合評価審査委員会等を設置している。

平成 22 年度，北関東 3 県の全地方自治体を対象とした，筆者らによる総合評価導入に関するアンケート調査²⁾において，総合評価導入に際し，最も負担となる項目の一つとして，総合評価審査委員会の開催が挙げられた。

そこで，広域自治体における総合評価審査委員会の設置状況および基礎自治体に対する支援状況を H23 アンケート結果に基づき以下に示す。

(1) 広域自治体における設置状況

広域自治体の 9 割は単独で委員会を設置しているが，会議の場を設けず学識者のもとを訪ねて審議を行っている回答もあった。審査委員は，6 割の自治体において学識経験者のみ，2 割強の自治体において，学識経験者と行政委員で構成されている。運営方法は，大きく分けると，図 3 に示す a.b.c. の 3 パターンで実施されている。

(2) 基礎自治体に対する支援

約 8 割の広域自治体は，学識経験者への意見聴取に関して，基礎自治体からの依頼窓口を設置している(図 4)。依頼に対する審議方法は様々であり(図 5)，地域の実情に合わせて実施していると考えられる。また，基礎自治体の案件に対し，広域自治体職員が同席または代理で意見聴取に応じている状況もみられた(図 6)。

4. まとめ

約半数の広域自治体は，試行段階であるにもかかわらず，基礎自治体に対し，多くの支援を行っている。特に，負担項目として挙げられる，学識経験者への意見聴取に関して，地域の実情を踏まえ，工夫し，できる限りの支援を行っている実態が明らかになった。しかし，図 2 によれば，総合評価実施における工事検査や成績評定等の技術的な支援が行われていない。

今後，総合評価の拡大・定着を図るには，工事の発注，施工，完成の一連の流れにおいて，技術的な支援がより重要になってくると思われる。

謝辞 アンケートの実施にあたり，調査にご協力いただいた広域自治体の担当者の方々にお礼申し上げます。

参考文献

- 1) 国土交通省・総務省・財務省：入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について，平成 23 年 1 月 24 日，http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000098.html
- 2) 藤島，築瀬：地方中小自治体における総合評価方式による入札制度導入の実態分析，第 43 回土木計画学研究発表会講演集，平成 23 年 5 月，CD-ROM

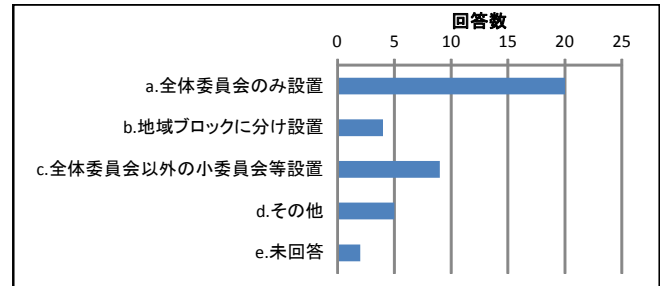


図 3 総合評価審査委員会設置イメージ※

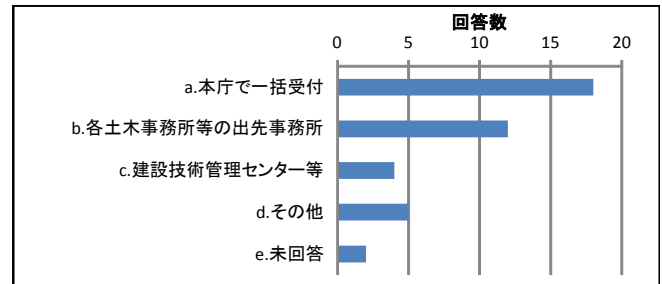


図 4 学識経験者への意見聴取に関して，管内基礎自治体から依頼受付窓口（複数回答）※

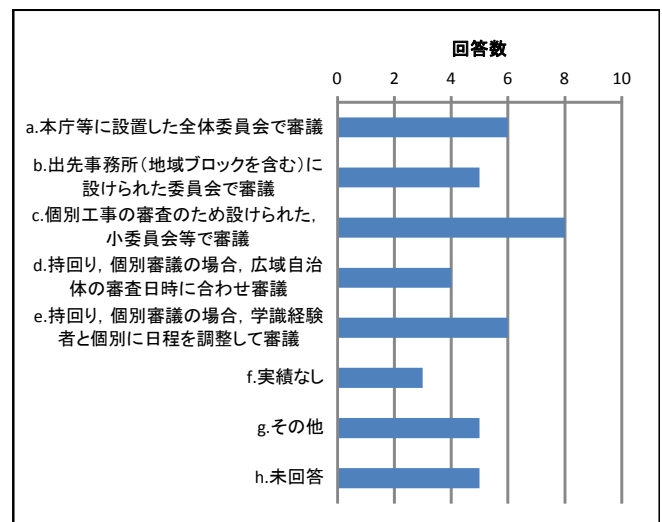


図 5 学識経験者への意見聴取の審議方法（複数回答）※

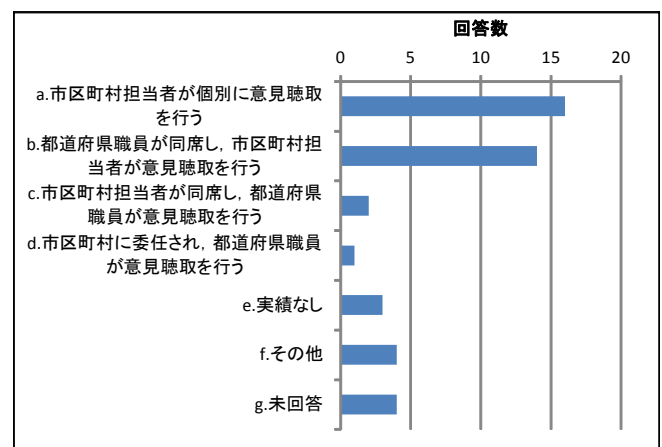


図 6 学識経験者への意見聴取に関する支援（複数回答）※
※回答項目は，追加または省略あり